

# 喜界町社会福祉協議会

## (介護予防) 訪問入浴介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人喜界町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人喜界町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護並びに指定介護予防訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員（以下「訪問入浴介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所の訪問入浴介護従業者は、要介護者等となった場合においても、その有する能力に依り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等が図られるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人喜界町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所
- 二 所在地 喜界町赤連2番地

### (職員の職務権限、職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 事務局長1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 訪問入浴介護従業者 看護職員1名以上（非常勤職員1名以上）  
介護職員2名以上（常勤職員1名以上、非常勤職員1名以上）  
訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護並びに指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる。
- 三 事務員（常勤兼務） 事務職員1名以上 必要な事務を行う。
- 四 管理者が事故等でその職責を果たせない場合は、あらかじめ会長が任命したサービス提供責任者がその職務を代理する。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は月曜日から土曜日までとする。但し1月1日から1月3日までを除く。

二 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(訪問入浴介護の内容)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- 二 衣類着脱及び排泄等日常生活の世話

(利用料等)

第 7 条 指定訪問入浴介護並びに指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める額とする。

- 2 法定代理受領サービスでない場合、事業者は提供したサービスに係る全額を徴収し、サービス提供証明書を発行するものとする。

(緊急時等又は事故発生時における対応)

第 8 条 訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ当該事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 一 前項の緊急時及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。
- 二 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、喜界町の区域とする。

(苦情処理)

第 10 条 事業所は、提供した指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護に関し、介護保険法第二十三条の規定により市長村が行う文書その他の物件の提出の求め又は当該市長村の職員からの照会に応じ利用者からの苦情に関しての調査に協力するとともに、市長村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、市長村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長村に報告する。

- 5 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(記録の整備)

第11条 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 一 訪問入浴介護計画
- 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 市町村への通知に係る記録
- 四 苦情の内容等の記録
- 五 事故の状況及び事故に際して行った処置の記録

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第13条 サービスの利用に当たっての利用者の留意事項は、以下のとおりとする。

- 一 入浴直前の食事は控えることが望ましいものとする。
- 二 発熱等体調に変化が生じ、入浴できない場合は、事前に事業所の従事者に連絡するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、訪問入浴介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6か月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなって後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人喜界町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、鹿児島県知事の指定のあった日から施行する。

(平成 12 年 3 月 30 日)

この規程の変更は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

この規程の改正は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、令和 5 年 1 月 31 日から施行する。

この規程の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。